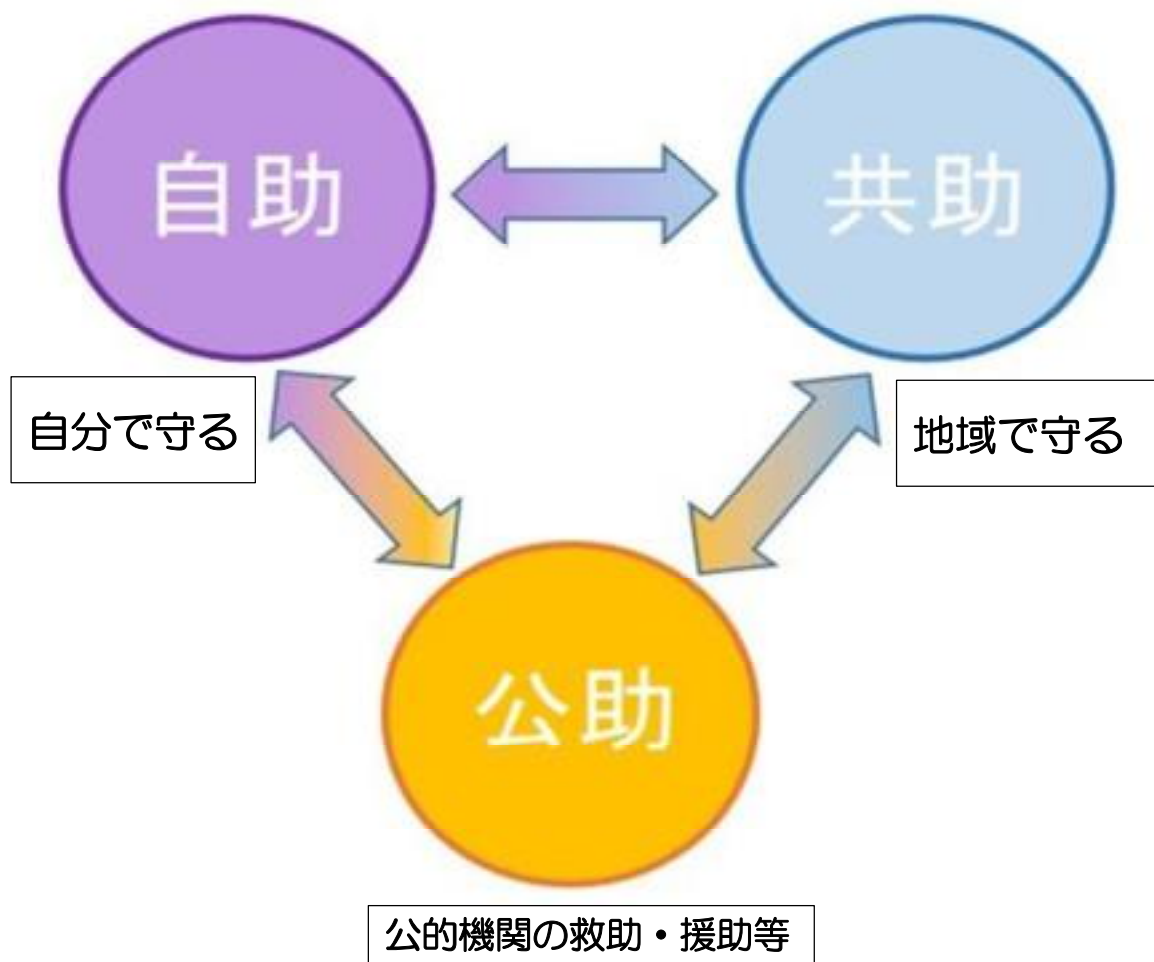


遠所区地区防災計画

「自助」と「共助」の防災活動



令和8年3月

遠所区 地区防災計画 [目次]

地区防災計画とは	1 ページ
1. 計画の対象地区の範囲	1 ページ
2. 基本的な考え方	1 ページ
3. 地区の特性	2 ページ
4. 防災活動の内容	3 ページ
5. 災害対策と避難行動	8 ページ
6. 地区防災マップ	11 ページ
7. 避難	12 ページ
8. 資機材リスト	13 ページ
9. 緊急時の連絡先	14 ページ
10. 災害時の避難情報などの確認方法	15 ページ
11. そなえ	16 ページ
12. 地区防災会世帯主名簿	23 ページ
13. 地区防災会役員連絡網	24 ページ
14. 地区防災会規約	25 ページ
15. 参考	28 ページ

【地区防災計画とは】

- ◆ 地震発生直後または台風・ゲリラ豪雨・土砂崩れなどの水害発生前～直前～直後は、自分自身や家族による「自助」と、地域住民の助け合いによる「共助」が重要な役割を果たします。
- ◆ この計画は、遠所区の住民の安全を確保するため、災害対応・防災（減災）活動に関する決めごとをまとめたものです。
- ◆ 「いざそのとき」に備え、日頃から取り組みを続けましょう。

1. 計画の対象地区の範囲

遠所区自主防災会組織内

2. 基本的な考え方

（1）基本方針

- ・地域が一体となって、助け合いの精神で防災に取り組む。
- ・全員が日頃から防災意識をもって災害に備える。

（2）活動目標

- ・日頃から家庭の安全を確保し、有事の際でも落ち着いた行動のできる地域とする。
- ・災害時に、自助、共助を実行できる地域とする。

（3）長期的な活動計画

- ・備蓄品などの備えの必要性についての啓発活動。
- ・家具等の転倒防止や火災警報器の設置啓発活動。
- ・毎年の要援護者を把握するとともに、地域内でコミュニケーションを図り、顔の見える防災活動に取り組む。
- ・市が実施する地域防災リーダー養成講習の受講者を増やすなど、人材育成に努める。
- ・毎年1回以上、避難訓練を実施する。

3. 地区の特性

(1) 自然特性

- ・山の中腹に家が点在し、中心から離れた家も数戸あるため訪問しやすくはない。
 - ・市指定避難所は離れた隣の地区にあり、地区全体に斜面や坂道などが多いため避難しにくい。
 - ・県道への市道は2本あるが、道路や橋が損壊すると地域外への移動が困難になる。
 - ・倒壊の恐れのある古い家屋が多い。
- *地すべり及び土石流の指定はないが、市指定避難所（秋山小学校体育館）への途中とその周辺に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定箇所がある。

(2) 社会特性

- ・戸数が減少し、現在は17戸の地区となったが、近年、上村では空家が増加している。
- ・若者は少なく高齢者が多く、一部支援の必要な人もいる。
- ・地区内、近隣ともにコミュニケーションがとれている。

(3) 災害リスク

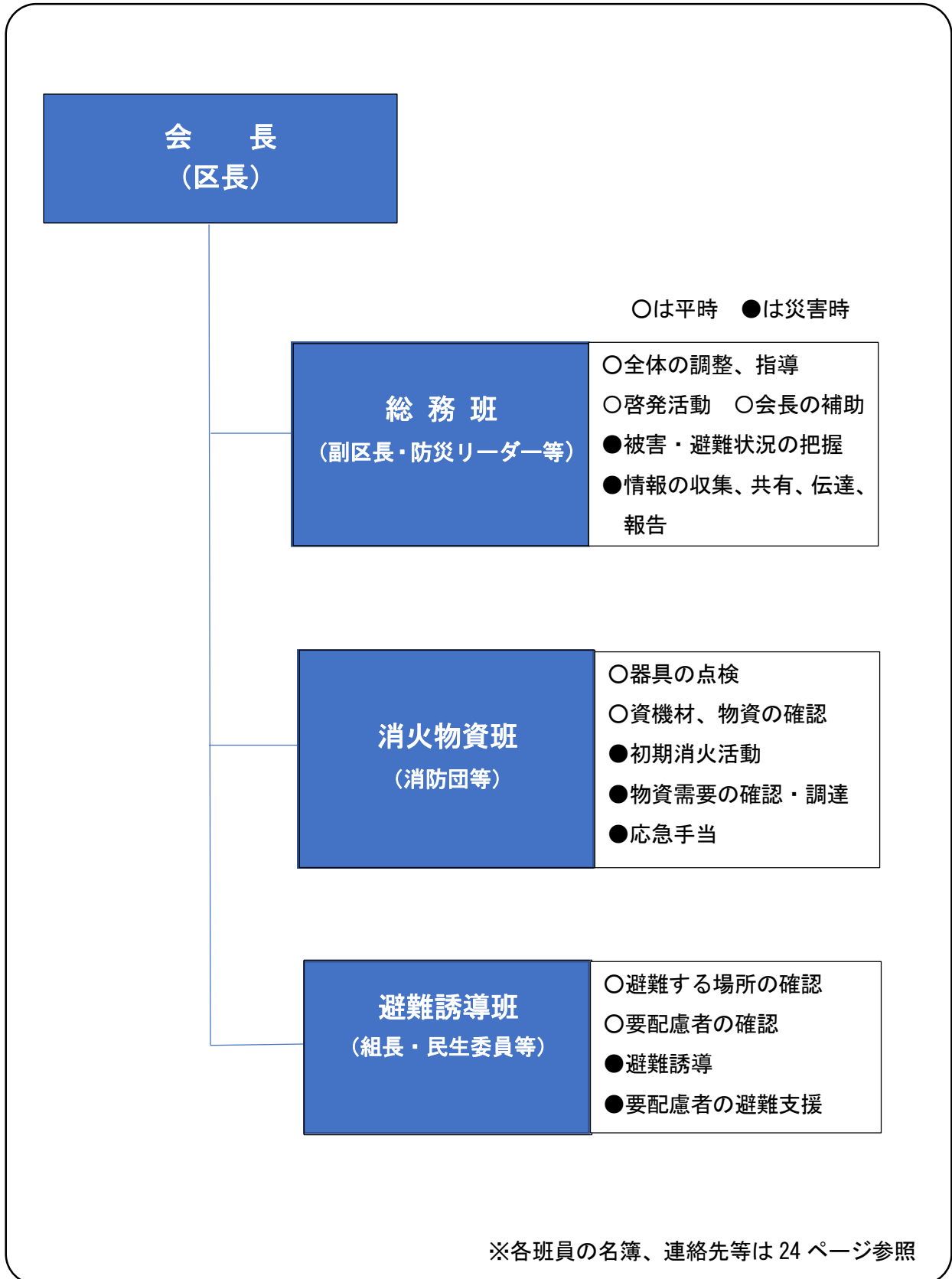
発生する可能性のある災害：地震、風水害、土砂災害、大雪、火事

発生する可能性のある被害：人的被害、孤立、停電、断水、物資不足、家屋倒壊ほか

- ・山の中腹のため大きな水害は無いと判断されるが、風による家屋倒壊や倒木、飛来物の可能性が見込まれる。
- ・古くからの木造家屋が多く、大きな揺れに耐えられない可能性が高い。
- ・昔から、地区内に地震の道が通っているとされており、地震の際は大きな揺れが想定される。
- ・栗谷、大地及び板崎からの市道があるが、いずれも橋の損壊や道路の崩落が発生すると孤立集落となる可能性が高い。
- ・特に日中は高齢者が大多数の集落となるため、残された者のみで災害対応にあたらなければならない。

4. 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制 (班編制)



(2) 平常時の活動

活動項目	活動内容	実施時期
防災訓練	市の総合防災訓練に伴い、安否確認、避難誘導、情報伝達等を実施する。	8月下旬
個別訓練	平日の日中は消防団員が区内にいないことが多いため、消火訓練、消火栓の状況及び消防器具の使用方法の確認を行う。	年1回
意識啓発活動	火災予防週間での戸別訪問や集会、行事及び回覧などを利用して防災対策について周知を図る。	随時
地域内の点検	地域内の危険な場所や避難ルート及び一時避難所、市指定避難所などを確認する。	4月・7月 (地区作業時)
支援体制の確認	避難行動要支援者名簿を確認し、災害種別ごとに避難支援ができるように情報共有し、体制を整える。	3月 (地区総会時)
連絡体制の確認	携帯電話やSNSを活用し班同士の連絡体制の確認を行う。	3月 (地区総会時)
資機材の点検	防災資機材の保管状況の確認及び作動確認、点検を行う。	4月 (地区作業時)
応急手当訓練	応急手当の教育訓練を実施	年1回
炊き出し訓練	災害避難時を想定した炊き出し訓練を行う。	年1回
計画の見直し	地域防災アドバイザーとともに計画と実績を検証し、実情にあった計画へと更新する。	3月 (地区総会時)

(3) 発災直前の活動

活動名	担当	活動内容
情報収集及び連絡体制の確認	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報や市などからの情報を把握する。 ・ 電気、水道、道路などのライフラインの状況を把握する。 ・ 一時避難所及び市指定避難所の状況を確認する。 ・ 各班との連絡が取れる体制を確立する。 ・ 把握した情報等を各班と共有する。 ・ 各班との連絡調整を行う。
避難誘導	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の所在を確認するとともに、早めの情報提供を行う。 ・ 早めの避難を促し、必要に応じて避難誘導の支援を行う。
消火活動準備	消火物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災等の発生に備え、消火活動の準備をする。 ・ 必要な資機材の準備を行う。
全体調整	会長等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各班の状況把握及び全体調整を行う。

(4) 災害時の活動

活動名	担当	活動内容
安否確認の集計 及び 情報収集と共有	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導班から一時避難所への避難状況や安否情報を把握し、名簿等に記載する。 ・地域内の被害状況や居住者の状況を把握し記録するとともに、各班と共有する。 ・市の防災無線やラジオ、インターネットなどで市内の災害状況を把握し、各班と共有する。 ・市の指定避難所等の開設状況を把握し、各班と共有する。
初期消火	消火物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、消火栓、バケツリレー等により初期消火活動を行う。 ・初期の消火活動が終了した後は、炊き出し等を行う。
救助（救出） 応急手当	消火物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・要救助者の救助 ・けが人の手当
避難誘導	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難誘導を行うとともに、各種支援を行う。 ・一時避難所や市指定避難所へ避難誘導を行う。
情報伝達	会長等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災会長もしくは市対策本部へ地域の被害状況等を伝達する。
避難所運営	全班	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難所を開設し運営する。 ・市指定避難所の開設に協力し、他地区自主防災組織とともに避難所を運営する。
物資の供給	消火物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の要請や管理を行う。 ・市指定避難所や物資配布拠点で物資を受け取る。

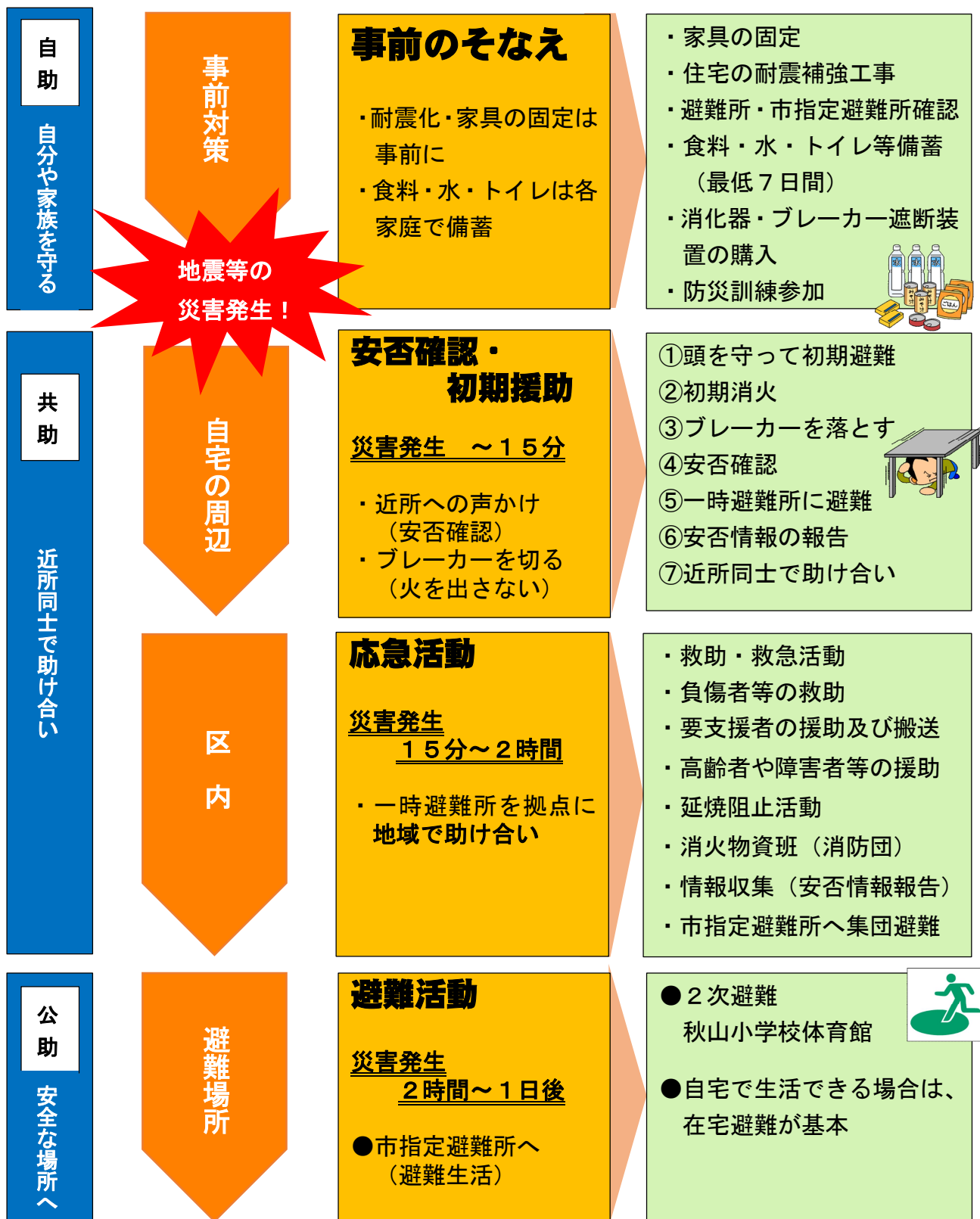
(5) 復旧・復興期の活動

活動名	担当	活動内容
生活支援	総務班	<ul style="list-style-type: none">生活再建に必要な手続等の支援を行う。避難行動要支援者への支援を行う。
メンタルケア	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none">被災者のメンタルヘルスケアのために、地域コミュニティによる相談対応等を行う。
情報提供	総務班	<ul style="list-style-type: none">被災者に対してタイムリーな情報を提供する。
炊き出し	消火物資班	<ul style="list-style-type: none">備蓄食料等の配布を行う。炊き出しを行い、被災者へ運搬する。
ボランティア対応	総務班	<ul style="list-style-type: none">市などの公共機関やボランティアなどと一緒に地域の情報提供及び復興活動に協力する。

5. 災害対策と避難行動

災害対策と避難については、自助・共助・公助の流れで行動してください。
 平時からの「そなえ」が、安全な行動へとつながります。

(1) 地震の場合



(2) 風水害の場合



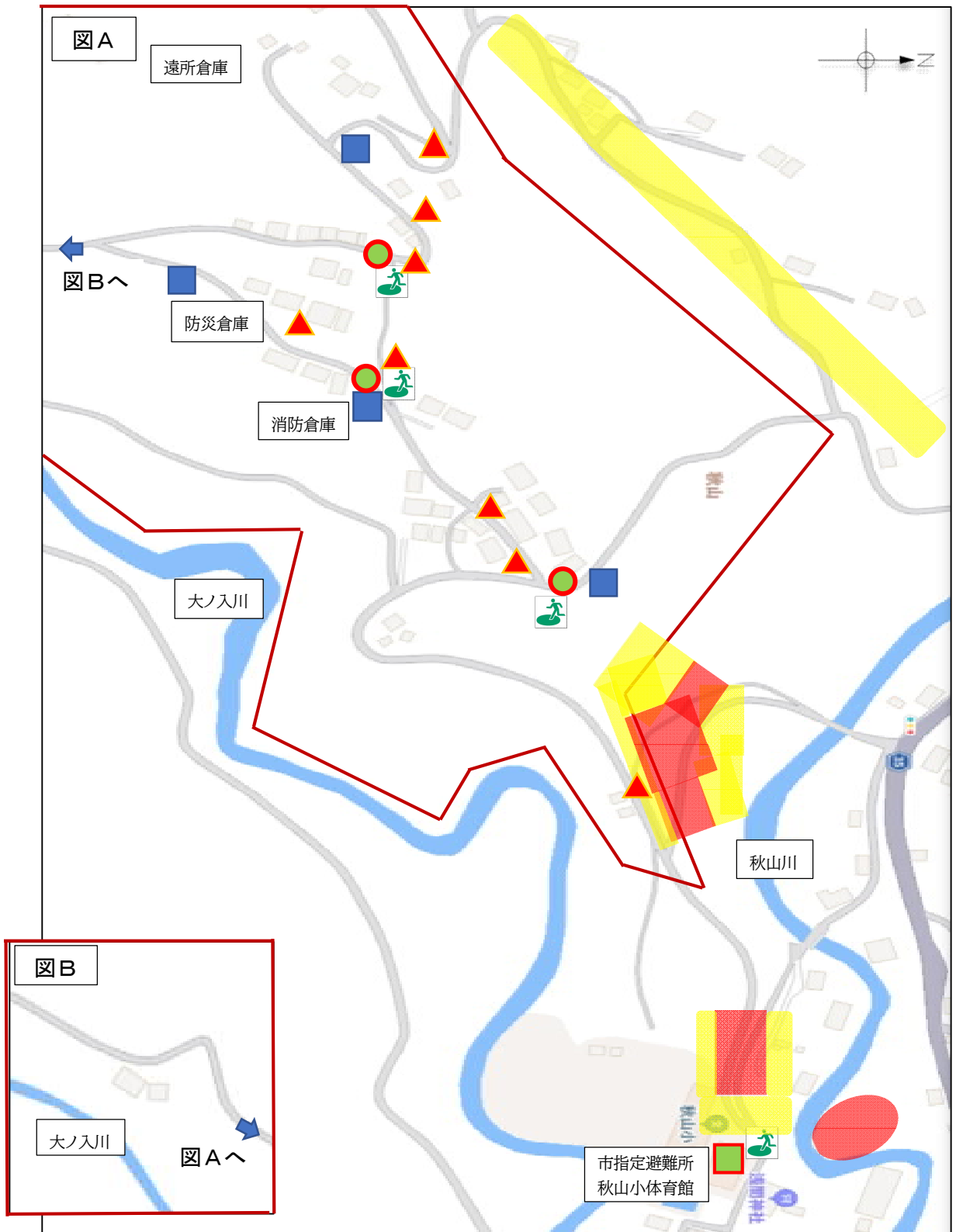
(3) 風水害に関する避難情報が発令された場合の対応について

市から次の避難情報が発令されます。

災害の規模や避難者が居る建物の立地条件などにより、とるべき行動が異なるので、平時から事前に「避難の準備」や「避難路の確認」を考えておきましょう。

市からの情報	みなさんの行動
レベル3 「高齢者等避難」	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害をお持ちの方、乳幼児、妊産婦など）は避難を始めましょう。※単独避難が難しい人については、近所で助け合いましょう。・身の危険を感じる状況にある人は、避難を始めましょう。・上記以外の方は、いつでも避難できるよう準備をしましょう。
レベル4 「避難指示」	<ul style="list-style-type: none">・全員が避難をしましょう。・避難先については、状況を見ながら、安全な場所へ向かってください。
レベル5 「緊急安全確保」	<ul style="list-style-type: none">・まだ避難していない人も、直ちに避難をしてください。・屋外に出ることによって、かえって危険が及ぶような状況では、「2階に避難する」、「山と逆側の建物内いる」など、その場でより安全な場所に移動しましょう。

6. 地区防災マップ



- 地区防災計画区域 ■ 防火水槽 ▲ 消火栓 ■ 市指定避難所
- 遠所区一時避難所 (3カ所) ■ 土砂災害特別警戒区域 ■ 土砂災害警戒区域

7. 避難

(1) 避難先について

- ・市指定避難所のほか、防災会が指定した一時避難所及び親戚や知人宅など、自分が移動できる**安全な場所に避難**してください。
なお、市指定避難所への途中には**土砂災害特別警戒区域**及び**土砂災害警戒区域**の指定箇所があるので、注意すること。
- ・事前に安全な避難経路や近所の危険箇所を確認しておきましょう。
※屋外に出て移動することが危険な場合は、**屋内安全確保**（その時点で建物の中で、より安全な部屋への移動）を進めてください。

(2) 一時避難所及び指定避難所等

- ・一時（いつとき）避難所：地震などの災害により避難所に避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所。
- ・指定避難所：災害の危険性や発生により避難した住民等を一時的に滞在させるための施設。
- ・指定緊急避難所：住民等が災害から命を守るために緊急的に避難するための施設。

*指定避難所（秋山小学校体育館）の防災倉庫備蓄品

アルファ米：250食 ライスクッキー：96食 飲料水(500ml)：72本

ハイブリッド発電機：1台 投光器：3個 毛布：20枚 携帯トイレ：100回分

類別	施設名	住所
一時避難所	安留 圭宅車庫前	上野原市秋山8431付近
	遠所消防倉庫前	上野原市秋山8519付近
	アズマコントラスト前	上野原市秋山8553付近
市指定避難 指定緊急避難場所	秋山小学校体育館	上野原市秋山8674

8. 資機材リスト

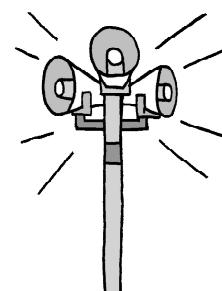
物 品	数 量	保管場所	備 考
防災セット	1 箱	防災倉庫	スコップ ツルハシ ハンマー ノコギリ ワイヤーカッター オノ バール
投光器	1 台	防災倉庫	三脚付
テント	2 張	防災倉庫	
トラロープ	1 巻	防災倉庫	
ブルーシート	1 枚	防災倉庫	
テーブル	2 台	消防倉庫	
椅子	3 6 脚	消防倉庫	大 1 6 小 2 0
脚立	1 台	消防倉庫	
簡易テント	1 張	消防倉庫	
簡易テント	3 張	消防倉庫	(消防団)
消防可搬ポンプ	1 台	消防倉庫	(消防団)
二連はしご	1 台	消防倉庫	(消防団)
軍手	2 4 双	消防倉庫	
薪	2 0 束	消防倉庫	
テーブル	5 台	遠所倉庫	座敷用
椅子	2 5 脚	遠所倉庫	小
座布団	4 0 枚	遠所倉庫	
鍋	7 個	遠所倉庫	
ブルーシート	3 枚	遠所倉庫	

9. 緊急時の連絡先

連絡先	電話番号	備考
上野原市役所（代表）	0554-62-3111	
上野原市役所危機管理室	0554-32-3145	防災関係担当課
上野原市役所秋山支所	0554-56-2111	
上野原市消防本部・消防署	1 1 9 0554-62-4111	指令センター 直通
上野原市消防署秋山出張所	0554-56-2310	
上野原警察署	1 1 0 0554-63-0110	通信指令センター 直通
上野原警察署秋山駐在所	0554-56-2314	
上野原市総合福祉センターふじみ	0554-62-4133	代表直通：福祉課
上野原市社会福祉協議会	0554-63-0002	総合福祉センターふじみ内
上野原市立病院	0554-62-5121	
上野原市立病院附属秋山診療所	0554-56-2014	
秋山小学校	0554-56-2343	
秋山中学校	0554-56-2133	
東京電力カスタマーセンター	0120-995-881 0554-22-2051	大月支社

10. 災害時の避難情報などの確認方法

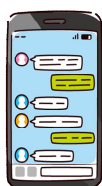
○「防災行政無線」・「公式ホームページ」



上野原市公式ホームページ
<https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/>

○「上野原市公式LINE」

スマートフォン等に防災情報をプッシュ通知



- ①LINEホーム画面右上の「友だち追加」アイコンをタップ
- ②「QRコード」をタップしてください。
- ③左に記載のQRコードを読み取り、「友だち追加」をタップしてください。
- ④受信設定をタップしてください。
- ⑤「初めての登録」または「登録の確認と変更」をタップして欲しい情報（防災・防犯など）を入力してください。

○「行政防災うえのはらメール」

防災行政無線情報、災害情報、高齢者等避難、避難指示などの情報、防犯に関する放送内容をメール配信



防災メールの登録方法

- ①読み取ったQRコードのメールアドレスに**件名・本文**を入力せず返信してください。
- ②その後、返信がありましたら、返信メール本文に記載のアドレスからインターネットに接続してください。
- ③設定内容を確認し、登録をクリックします。
- ④登録完了メールが届けば登録完了です。

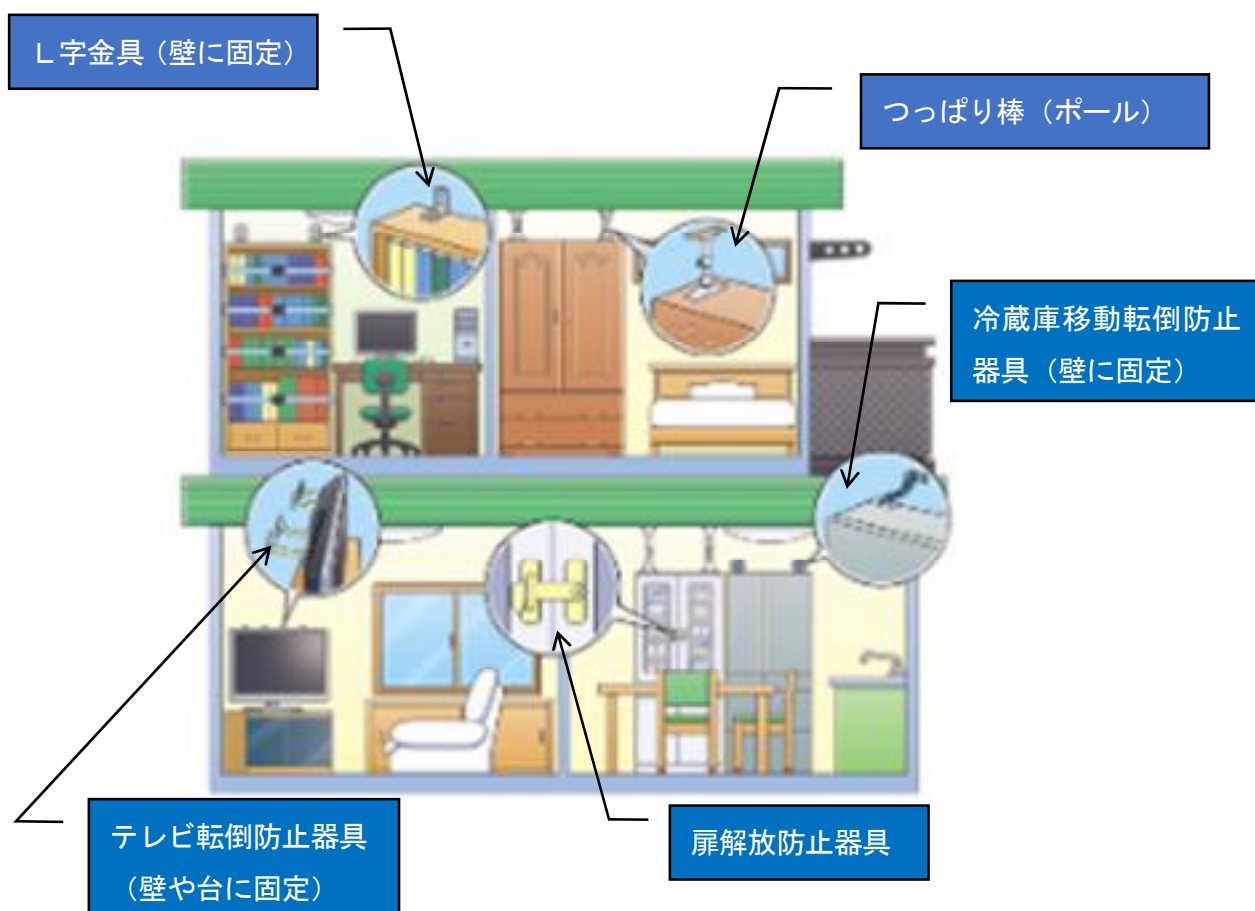
※ 災害の危険性がある場合は、テレビ・ラジオ放送の防災情報や県内の情報も確認し、早めの避難行動に繋がましょう。

11. そなえ

(1) 家具の置き方や工夫

大地震が発生したときには「家具は必ず倒れるもの」と考えて、転倒防止対策を講じておく必要があります。

- ・家具が転倒しないよう壁に固定しましょう。
- ・寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かないようにしましょう。
置く場合も、なるべく背の低い家具にするとともに、倒れた時に出入口をふさいだりしないよう、家具の向きや配置を工夫しましょう。
- ・手の届くところに、懐中電灯やスリッパ、ホイッスルなどを備えておきましょう。



(2) 食料・飲料などの備蓄

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。

防災のために特別なものを用意するのではなく、なるべく普段の生活の中で利用されている食品等を備えるようにしましょう。

○食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例（人数分を用意しましょう）

- ・飲料水 3日分（1人1日3リットルが目安）
- ・非常食 3日分の食料として、ご飯（アルファ米など）、ビスケット、板チョコ、乾パンなど
- ・トイレットペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、ライター、懐中電灯、カセットコンロなど

※大規模災害時には、「1週間分」の備蓄が望ましいとされています。

※飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。

日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておくなどの備えをしておきましょう。

備蓄食料等



ローリングストック



「ローリングストック」をしましょう。

いざと言う時に使用することを想定して、普段使っている食材や飲み物を多めに常備しておき、使った分を補充するというサイクル（保存しながら備蓄）を繰り返す方法がローリングストックです。

(3) 非常用持ち出しバックの準備

自宅が被災したときは、安全な場所に避難し避難生活を送ることになります。

非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

また、非常持ち出し品や備蓄品の必要物品の種類も数量も各家庭によって違います。

「我が家では」を考えて備えましょう。


非常持ち出し品個別チェックリスト（災害共通）


非常持ち出し品（例）	外出時に携帯したいもの
飲料水 <input type="checkbox"/>	身元や連絡先のわかるカードなど <input type="checkbox"/>
食 品 <input type="checkbox"/>	病院の診察券など <input type="checkbox"/>
携帯トイレ <input type="checkbox"/>	携帯ラジオ <input type="checkbox"/>
貴重品（預金通帳、印鑑、現金） <input type="checkbox"/>	メモ帳・筆記用具 <input type="checkbox"/>
救急用品 <input type="checkbox"/>	笛（ホイッスル） <input type="checkbox"/>
懐中電灯 <input type="checkbox"/>	チョコレートなど <input type="checkbox"/>
下 着 <input type="checkbox"/>	口を覆うハンカチなど <input type="checkbox"/>
予備電池 <input type="checkbox"/>	(あなたにとって必要なものを記入) <input type="checkbox"/>
ライター、ろうそく（火を付けるもの） <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ウェットティッシュ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
携帯電話 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(あなたにとって必要なものを記入) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安否確認	
1. 自宅からの避難場所を確認している。(避難場所を記入) <input type="checkbox"/>	
2. 会社や学校など外出先からの避難場所を確認している。(避難場所を記入) <input type="checkbox"/>	
3. 避難場所までの経路を確認している。 <input type="checkbox"/>	
4. 家族の安否確認の方法を話し合っている。 <input type="checkbox"/>	

各家庭非常用持ち出し品（参考例）







災害の「備え」チェックリスト







配布／大塚市防災対策課（防災担当）、内閣府防災担当事務局

非常用持ち出し袋 避難の際に持ち出すもの！

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 食品 <small>（にがり（アルファ米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど、最低3日分の用意！）</small> <input type="checkbox"/> 防災用ヘルメット・防災ずきん <input type="checkbox"/> 衣類・下着 <input type="checkbox"/> レインウェア <input type="checkbox"/> 紐なしのズック靴 <input type="checkbox"/> 懐中電灯（※手動充電式が便利） <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ（※手動充電式が便利） <input type="checkbox"/> 予備電池・携帯充電器 <input type="checkbox"/> マッチ・ろうそく <input type="checkbox"/> 救急用品 <small>（ばんそうこう、包帯、消毒剤、救急薬など）</small> <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> ブランケット 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ペン・ノート <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: #FFD700;">— 感染症対策にも有効です!! —</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコール <input type="checkbox"/> 石けん・ハンドソープ <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 体温計 <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: #FFD700;">— 一緒に持ち出そう!! —</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 貴重品 <small>（通帳、現金、パスポート、運転免許証、保険の証書等、マイナンバーカードなど）</small>
---	--

子供がいる家庭の備え

<input type="checkbox"/> ミルク（キュータイプ）	<input type="checkbox"/> 子供用紙オムツ	<input type="checkbox"/> 抱っこひも
<input type="checkbox"/> 使い捨て哺乳瓶	<input type="checkbox"/> お尻ふき	<input type="checkbox"/> 子供の靴
<input type="checkbox"/> 離乳食	<input type="checkbox"/> 携帯用お尻洗浄機	
<input type="checkbox"/> 携帯カトラリー	<input type="checkbox"/> ネックライト	

女性の備え

<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> サニタリーショーツ	<input type="checkbox"/> 防犯ブザー／ホイッスル
<input type="checkbox"/> おりものシート	<input type="checkbox"/> 中身の見えないごみ袋	

高齢者がいる家庭の備え

<input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ	<input type="checkbox"/> 介護食	<input type="checkbox"/> デリケートゾーンの洗浄剤
<input type="checkbox"/> 杖	<input type="checkbox"/> 入れ歯・洗浄剤	<input type="checkbox"/> 持病の薬
<input type="checkbox"/> 補聴器	<input type="checkbox"/> 吸水パッド	<input type="checkbox"/> お薬手帳のコピー

備蓄品

お家に備えておくもの！

- 食料や水（最低3日分！できれば1週間分）× 家族分
（保存期間の長いものを多めに買って置き、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能！）
- 生活用品
（例えば、ティッシュ、トイレトペーパー、ラップ、ゴミ袋、ポリタンク、携帯用トイレなど）

ほかにも、家庭で必要なものは日ごろから備えておきましょう

19

首相官邸 HP より引用

(4) 家族同士の安否確認方法を知っておきましょう

別々の場所にいるときに災害が発生した場合でもお互いの安否を確認できるよう、日頃から安否確認の方法や集合場所などを事前に話し合っておきましょう。

災害時には、携帯電話の回線がつながりにくくなり、連絡がとれない場合もあります。その際には以下のサービスを利用しましょう。

○災害用伝言ダイヤル

局番なしの「171」に電話をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが、伝言を再生できます。

※一般加入電話や公衆電話、一部の IP 電話から利用できます。

※携帯電話・PHS からもご利用できます。



災害用伝言ダイヤル (171) の利用方法

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することが可能。

《操作手順》

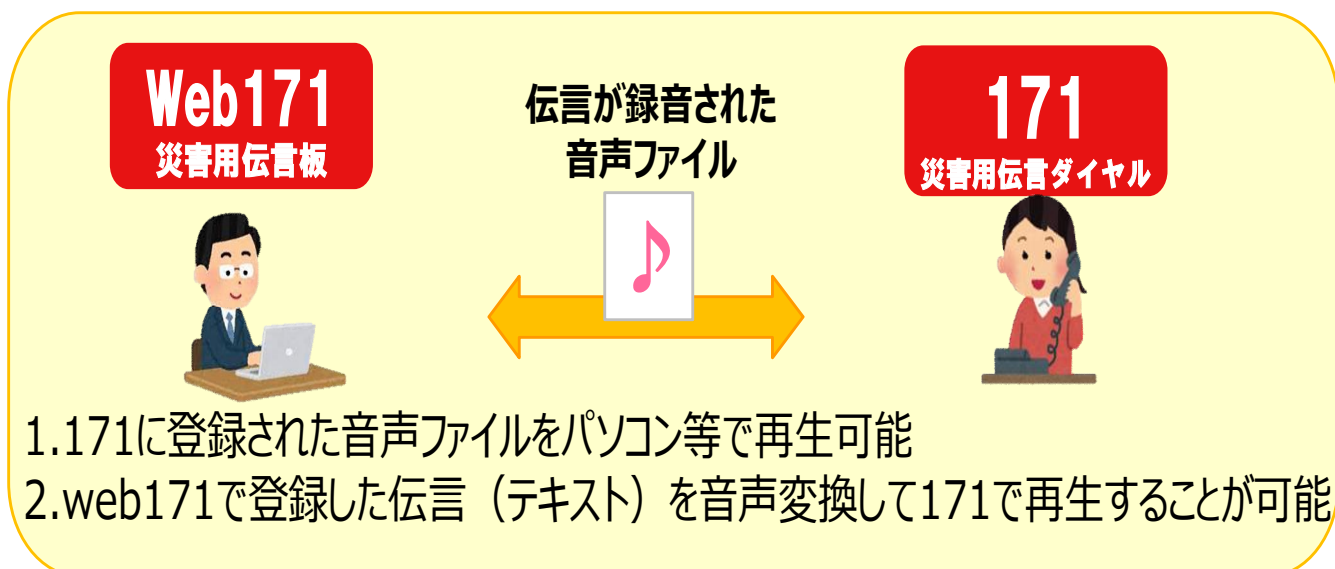
1. 「171」をダイヤル。
2. ガイダンスに従って、録音は「1」を、再生は「2」をダイヤル。
(暗証番号を付けて録音・再生を行うことも可能)
3. ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤル。
(市外局番からダイヤルする)
4. 伝言を録音・再生することができます。

《注意点》

- ・伝言録音時間は、1件当たり30秒以内。
- ・1電話番号当たり、1～20伝言まで登録可能。

○災害用伝言版

携帯電話や PHS からインターネットサービスを使用して文字情報を登録し、自分の電話番号を知っている家族などが情報を閲覧できます。



災害用伝言板（web171）の利用方法

スマートフォン・携帯電話等からインターネット接続により、伝言を文字入力によって登録し、全国から伝言データを確認。

※災害時は各社公式サイトトップ画面に案内が表示されます。

《操作手順》

1. スマートフォン等の端末から災害用伝言板にアクセス。
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択。
3. 現状について「無事です」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメント入力が可能（コメントのみも可能）。
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了。

《伝言の確認方法》 スマホの画面

1. 災害用伝言板にアクセス（パソコンからも可能）。
2. 「災害用伝言板」の「確認」を選択（確認は全国から可能）。
3. 安否を確認したい方の電話番号を入力し「検索」。
4. 伝言一覧が表示されるので、確認したい伝言を選択。

(5) 避難場所や避難経路の確認

いざ災害が起きた時にあわてずに避難するためにも、上野原市のホームページや国土交通省ハザードマップポータルサイトなどから防災マップやハザードマップを入手し、避難場所、避難経路を事前に確認しておきましょう。

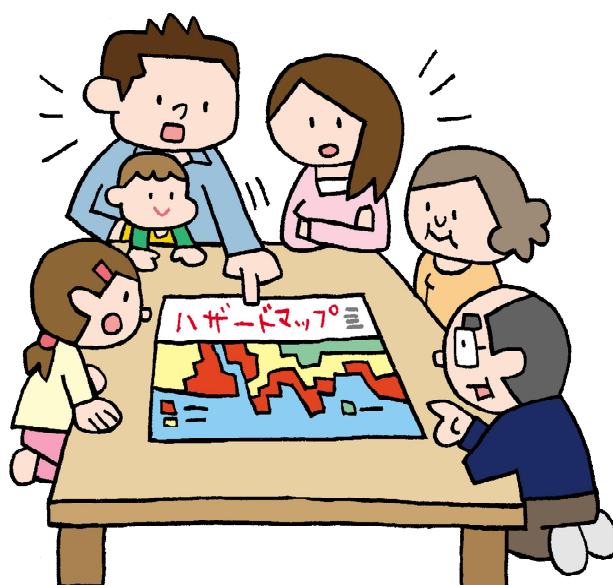
上野原市土砂災害ハザードマップ



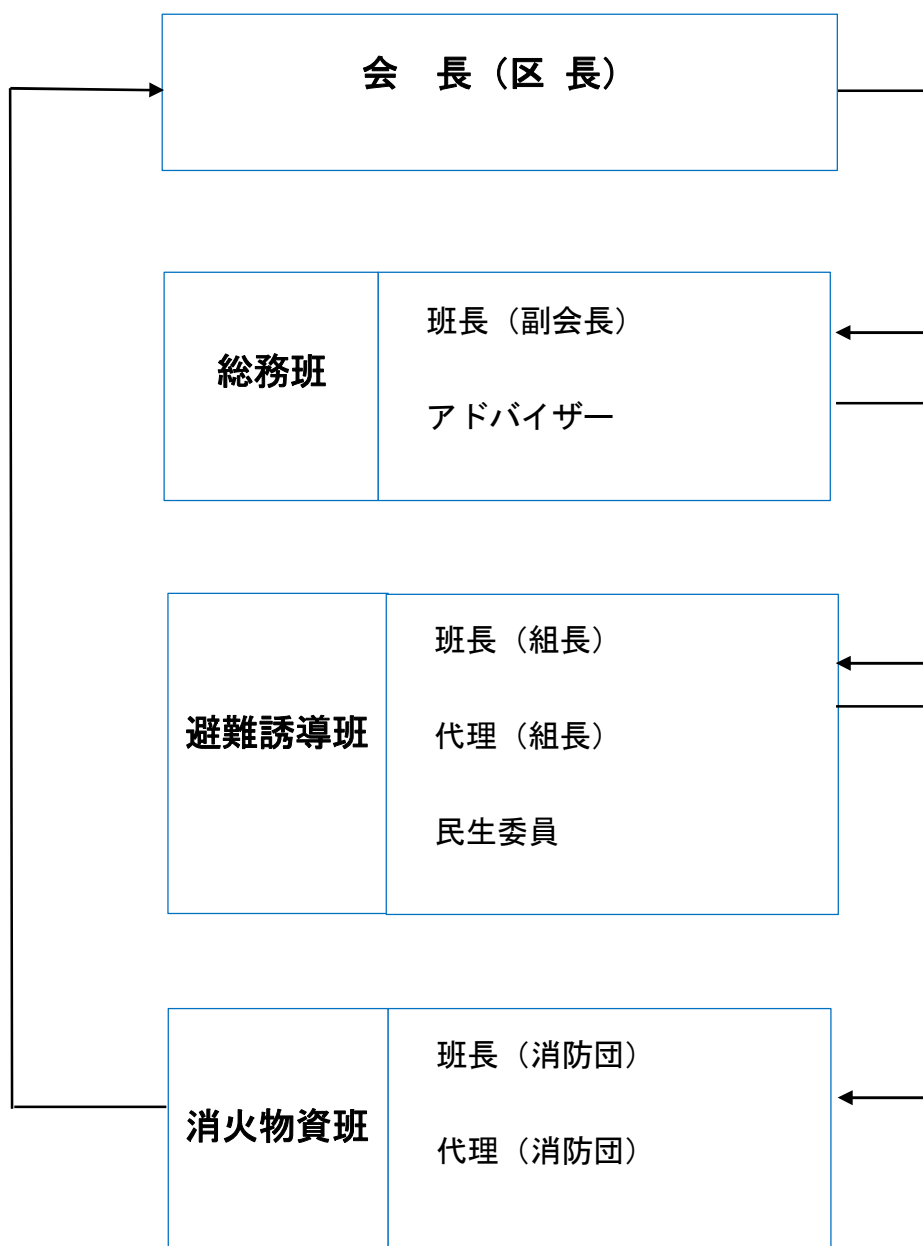
国土交通省防災ハザードマップ
(重ねるハザードマップ)



豪雨、火山噴火など、災害の種類によって安全な避難場所が異なります。
それぞれの災害をイメージして、どのように行動すれば安全に避難できるか、家族で考えてみましょう。



13. 地区防災会役員連絡網



※会長が連絡不可能な場合は、副会長から連絡。

※各班長不通の時は、各班代理に連絡。

※各班長は、班員に連絡。

※消火物資班は、連絡到達後に会長に連絡。

14. 地区防災会規約

遠所区 地区防災会規約

(名称)

第1条 この地区防災会の名称は、遠所区地区防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 防災会は、前条の目的を達するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地区防災計画及び防災マップの作成に関する事。
- (5) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関する事。
- (6) 防災資機材等の整備に関する事。
- (7) その他防災に関する事。

(会員)

第4条 防災会は、秋山地区遠所区に居住する世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 3名
- (5) 監事 1名
- (6) アドバイザー 1名

2 役員は、次の役職との兼務とする。

- (1) 会長 秋山地区遠所区区長
- (2) 副会長 秋山地区遠所区副区長（総務班長兼務）
- (3) 会計 秋山地区遠所区会計
- (4) 総務班長 副区長（副会長兼務）
- (5) 消火物資班長 会員の互選による。

- (6) 避難誘導班長 会員の互選による。
- (7) アドバイザー 上野原市地域防災リーダー養成講座の受講を終了している者及び日本防災士機構が認証する防災士の資格を有している者のいずれか。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、防災会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会計事務を行う。

4 班長は、役員として会務の運営にあたるほか、班活動の指揮命令を行う。

5 監事は、会計を監査する。

6 アドバイザーは、専門的に携わり助言と指示を与えるほか、各班活動の指揮命令を行う。

(会議)

第7条 防災会の会議は、定期総会と役員会とする。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、年1回開催する。ただし、特に必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 地区防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、特に必要と認めるとき。

5 会長は、会議の議長として議事を進行する。

6 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第9条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認めるとき、会長の招集をもって開催する。

3 役員会は、次の事項を審議し実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他、役員会が特に必要と認められた事。

(防災計画)

第10条 防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における、情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要とする事項。

(会計)

第11条 防災会の運営に関する費用は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会費)

第12条 防災会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 防災会の運営に関する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計監査)

第14条 監事は、年1回会計監査を行い、その結果を総会において報告しなければならない。ただし、必要がある場合には、臨時に監査を行うことができる。

(雑則)

第15条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項については、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和8年3月7日から施行する。

15. 参考

日頃から住んでいる地域の危険度を把握する

がけや溪流の付近など、土砂災害によって生命や身体に危害を生じるおそれがあると認められる場所は、都道府県によって土砂災害警戒区域等に指定されます。土砂災害のハザードマップ等を参照して、お住まいの場所が土砂災害警戒区域等に当たるかどうか、平時にあらかじめ確認しておきましょう。
※これらの区域等にお住まいの方は土砂災害からの避難が必要です。



豪雨になる前に早めの避難行動を

お年寄りは速やかに避難

大雨が降りそうな時、夜間に大雨が予想される場合、お年寄りや避難に時間がかかる方は避難を開始しましょう。

警戒レベル3 避難勧告



大雨時には危険な場所から避難

土砂災害発生の危険度が高まった時には土砂災害警戒情報が発表されます。土砂災害警戒情報が発表されたら速やかに避難しましょう。

警戒レベル4 避難指示



土砂災害から命を守るために

雨が降り出したら気象情報に注意

避難行動を確認

お住まいが土砂災害警戒区域等に該当する方は、雨が降り出したら避難行動を確認し、いつでも避難できるように準備しておきましょう。

警戒レベル1-2 避難準備



日頃の備えと早めの避難



どうしても避難が難しいときは

土砂災害の多くは木造一階で被災しています。豪雨などでどうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家の中でより安全な場所(例えば、がけから離れた部屋や二階など)に避難しましょう。

警戒レベル5 緊急安全確保

出典：国土交通省砂防部・内閣府ウェブサイトより

こうした現象は土砂災害の前兆現象です

こんな現象を見たら…聞いたたら…早めに避難しましょう。

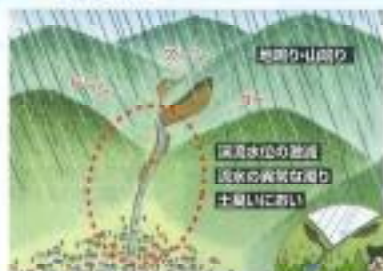
※ここに紹介した現象が、土砂災害発生の前兆現象の全てではなく、また、これらの現象が見られなくても土砂災害が発生する場合があります。

キケンな場所には近づかないようにしましょう。

地すべり



土石流



がけ崩れ



*段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民がとるべき行動	警戒レベル
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	高潮特別警報	災害切迫	緊急安全確保 <small>※必ず安全となる情報ではない</small>	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまだ場所よりも安全な場所へ速やかに移動する。	5
<警戒レベル4までに必ず避難!>						
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報	高潮警報	危険	避難指示 第4次防災体制 <small>(災害対策本部設置)</small>	危険な場所から全員避難 ・台風が日本列島の東端が予想される場合は、東風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
大雨の半日～数時間前	大雨警報 洪水警報	高潮特別警報 高潮注意報	警戒	高齢者等避難 第3次防災体制 <small>(避難指示の発令を判断できる体制)</small>	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じて、自分の行動を見合わせて始めたら、避難の準備をとり、自主的に避難する。	3
大雨の数日～約1日前	大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	注意	第2次防災体制 <small>(高齢者等避難の発令を判断できる体制)</small> 第1次防災体制 <small>(連絡要員を配置)</small>	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
	早期注意情報 <small>(情報伝達の可能性)</small>			・心構えを一段高める。 ・職員の出発体制を確認	災害への心構えを高める	1

※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い(注意報は、警戒レベル) (高齢者等避難) に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

上野原市公式ホームページ

災害時にはトップページに災害情報が掲載されます。

<https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/>



山梨防災ポータルサイト

県内の気象情報、地震情報、土砂災害情報、避難所情報等が確認できます。

<https://pref-yamanashi-bousai.my.salesforce-sites.com/>



別紙

週末等居住者連絡先

防災会正副会長用（取り扱い注意）

氏名	連絡先	備考